

第11号様式の5 (第5条関係)

政務活動記録簿 (広報紙の発行・発送等)

会派・議員名 田尻 匠

年 月 日	令和3年 10月22日 (月) 他				
表題と発行部数	広報紙「県政ニュース」22,000部発行				
対象者	奈良市内、山添村				
配布方法	郵送 11,370部、手渡 880部、新聞チラシ 9,750部 (計 22,000部)				
発行目的	県政報告を行い、意見・要望等を求める				
按分率の説明	按分率 100% その理由 (県政のみに限定)				
内容	奈良県政の施策を「県政NEWS」として送付、配布 ・「なら歴史芸術文化村」について ・「西大寺駅の高架化・踏切解消と近鉄奈良線移設計画」について ・「新型コロナウイルス感染症に関する電話相談窓口」について				
編集・制作・ 発送等に要した 経費	項目	支払先	金額	金額の積算	領収書番号
	コピー機代 (2本分)	リコージャパン 株式会社	56,100円	@28,050 x 2本 (封筒の宛先印刷)	72
	郵送費 (631局)	奈良西郵便局	368,829円	@57 x 5,753部 @84 x 487部	89
	郵送費 (630局)	奈良中央 郵便局	279,984円	@57 x 4,912部	87
	郵送費 (632局)	大和郡山 郵便局	15,260円	@70 x 218部	88
	県政ニュース 印刷費	有限会社 ビュアネット	147,070円	@6.685x22,000部 (原稿制作費を含む)	102
	封筒代 (送出人印刷費含む)	米岡印刷 株式会社	60,060円	@5.005 x 12,000部	84
	新聞チラシ配布	株式会社 新広社	49,335円	@5.06 x 9,750部	98
※100%充当 合計			976,638円		
備考	添付資料：広報紙「県政NEWS」、封筒				

注 発行した広報紙を添付してください。



新型コロナウイルス感染症に関する 電話相談窓口について



- 発熱等の症状のある方は、まず、身近な医療機関に電話相談してください。
- 身近な医療機関がない方は、「新型コロナウイルス・発熱患者受診相談窓口」に電話相談してください。
- 発熱等の症状がない場合でも、感染の不安のある方は、「新型コロナウイルス・発熱患者受診相談窓口」に電話相談してください。

■ 新型コロナウイルス・発熱患者受診相談窓口 (旧 帰国者・接触者相談センター)

相談窓口	電話番号	FAX番号	対応時間
奈良県庁	0742-27-1132	0742-27-8565	平日・土日祝 24時間

★ 奈良県における新型コロナウイルス感染症にかかる検査対象

症状の有無にかかわらず、感染リスクのある方

(下記は例示であり、必要に応じて検査対象となります。)

- ・ 感染利用者との接触があった方、感染リスクのある場所に滞在された方 (いずれも検査前2週間以内)
- ・ 勤務先や通学先、自宅などに、発熱等の有症状者がおられる方
- ・ 医療従事者、福祉施設従事者 等

■ 副反応に関する相談窓口 - ワクチン接種後にご心配なことがある方は、こちらのコールセンターにお電話ください。

相談窓口	電話番号	FAX番号	対応時間
奈良県新型コロナウイルスセンター 副反応コールセンター	0120-919-003	0742-36-6105	平日・土日祝 24時間

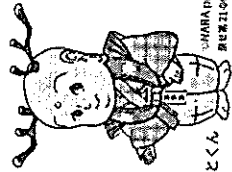
■ 一般的な相談窓口 - 新型コロナウイルス感染症について一般的なご相談は、こちらの窓口にお電話ください。

相談窓口	電話番号	FAX番号	対応時間
奈良県庁	0742-27-8561	0742-27-8565	平日・土日祝 8:30 ~ 17:15
奈良市保健所 (最新の情報は奈良市ホームページでご確認ください)	0742-95-5888	0742-34-2486	平日 8:30 ~ 17:15
	0742-95-5888	0742-34-2321	土日祝 10:00 ~ 16:00
奈良県御山保健所	0743-51-0194	0743-52-6095	平日 8:30 ~ 17:15
奈良県中和保健所	0744-48-3037	0744-47-2315	平日 8:30 ~ 17:15
奈良県吉野保健所	0747-52-0551	0747-52-7259	平日 8:30 ~ 17:15
奈良県内吉野保健所	0747-22-3051	0747-25-3623	平日 8:30 ~ 17:15

最新の情報は、奈良県ホームページでご確認ください。
(右のQRコードよりアクセス)



たじりたくみ 県政 NEWS < 3 > 02 なら歴史芸術文化村



感じる・繋がる・体験する

「対話」と「体験」を通して歴史・芸術文化について学ぶ
「本物に触れる」ことで「新たな視点・感性」が生まれる

【本館運営委員】 せんとくん
JHARA Inc.
0742-21-0014

【本物に触れる】

- 文化財の修復現場の公開
(建造物、考古遺物、仏像彫刻、絵画・書跡等)
- 修復した文化財の企画展示

【対話型鑑賞】

- 修復現場の対話型鑑賞
・ナビゲーターと対話しながら修復作業現場を見学
・文化財を守り続けてきた社寺や地域関係者の講演

【体験する】

- 仏像レプリカ等による構造や素材感を体験
- 考古学教室、体験型ワークショップ

【テクノロジージ】

- VR映像、3D映像を活用した臨場感のある体験
- 修復過程をデジタルアーカイブとして記録・保存
→ 修復技術継承、人材育成

【芸術文化に触れる・体験する】

- アート作品の対話型鑑賞
- 滞在アーティストの訪談と交流
- トップアーティストとの交流
- 体験型ワークショップの開催

【幼少期から楽しむ】

- アート、音楽等を通じた就学前幼児向けプログラム
- 狂言等体験教室
- 食育プログラム等

【観光・産業等の分野と連携した地域振興

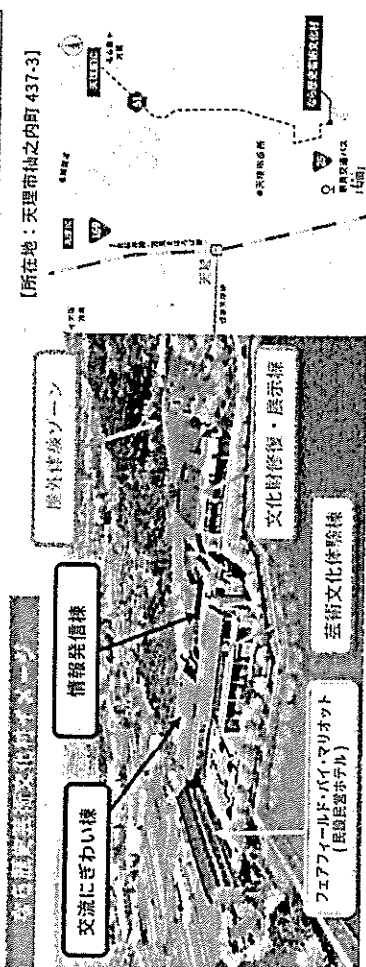
- 【にぎわい】
- 農産物の直売、レストラン
- 伝統工芸品の展示・販売

【体験する】

- 農産食材の講座、料理教室
- 伝統工芸ワークショップ

【情報発信】

- 食と農、観光等の情報発信



【所在地】 天理市社之内町 437-3



郵便区内特別



奈良県議会議員

たじり匠

事務所 〒631-0076 奈良市富雄北1-3-5 北田ビル3F

第11号様式の6 (第5条関係)

政務活動記録簿 (ホームページの開設等)

会派・議員名 田尻 匠

年 月 日	令和3年4月30日 (金) 他				
表 題	田尻匠県政事務所ホームページ				
対 象 者	インターネット利用者				
開 設 目 的	適宜、議会・県政報告を行い、意見・要望等を求める				
按分率の説明	按分率 50% その理由 (地域活動等も掲載している)				
内 容	<ul style="list-style-type: none"> ● 政治活動の理念 ● プロフィール ● 県議会活動の報告 ● 地域活動の報告 ● 県政への意見募集 など 				
ホームページ 制作等に要した 経費	項目	支払先	金額	金額の積算	領収書番号
	開設・制作・維持管理・サーバー使用料	ビュアネット	8,000円	月額定額	7,17,30, 42,53,64, 76,94, 105,120, 130,145
	ビュアネット 50%充当 合計 8,000円 x 12ヶ月 x 50% = 48,000円				
備 考	ホームページアドレス : https://tajiri-takumi.jp/ 添付資料 WEB サイト制作及び管理委託契約書				

注 ホームページ制作・保守費用の契約書等を添付してください。

WEB サイト制作及び管理委託契約書

有限会社 ピュアネット

当該WEBサイト(WEB)の制作及び管理委託者 たじりたくみ県政事務所様(以下「甲」という)と、その受託者であるピュアネット代表藤本 恵理子 (以下「乙」という)とは、下記「たじりたくみ県政事務所WEBサイト」(以下「本WEBサイト」という)の制作及びその管理委託業務等に関し、以下のとおり契約を締結する。

尚、「本WEBサイト」の基本的な構成は、乙が甲に仕様書(別紙仕様書)により、甲乙相互に確認し承認するものとする。

第1条(制作委託)

1. 甲は乙に対し、別紙仕様書の本WEBサイトの制作を委託し、乙はこれを受託する。
2. 乙は本WEBサイトの制作に責任を負う。
3. 甲は、本WEBサイトが他人の著作権およびその他の権利を侵害しないことを保証する。本WEBサイトにより権利侵害などの問題を生じ、その結果、乙または第三者に対して損害を与えた場合、甲乙事前に協議を行った上で、甲がその責任を負う。

第2条(本WEBサイトの管理運営)

1. 本WEBサイトの内容(コンテンツ)に関しては甲の責任とする。甲は乙に対し、本WEBサイト内の文章の追加・修正・削除などを要求することができる。乙はそれを速やかに行わなければならない。
2. 但し、甲が乙に対し、別紙仕様書に定めた内容や体裁以外の大幅な変更、あるいは大幅な加筆・修正を希望する場合は、甲乙が事前に協議を行い、仕様の変更及びそれによって生じる経費を書面にて示し、双方合意をしたうえでそれを行うものとする。
3. 甲は乙に対し、前項で合意した代金を、本契約書第3条で定めた金額とは別途支払うものとする。
4. 乙は甲に対し、本契約締結後から契約終了まで3ヶ月ごとに運営に関する作業等の報告を書面にて提出する。

第3条(支払と契約期間)

1. 本著作物の別紙仕様書に基づく制作及び管理運営の代金を、甲は乙に契約締結後、毎月下旬に乙の銀行口座へ支払うものとする。尚、制作費と運営費を含め、月額8,000円(税込)とし、乙は甲に対し、都度請求書及び領収書を発行する。
2. 契約期間は、2019年8月1日から2023年5月31日までの46か月間とする。

第4条(権利の帰属)

1. 本契約に基づくWEBサイト制作に必要なHTMLデータ及び画像データ、スクリプト等の一切の制作物(以下「制作物」という)に関する所有権は乙に帰属する。
甲が提出した、テキスト原稿・画像等に関する所有権は甲に帰属する。
2. 本契約書第8条に基づき、契約を解消した場合、解除日からWEBサイトのデータすべては乙に帰属し、乙は甲の指示に基づき、破棄するものとする。

第5条(機密保持義務)

1. 甲および乙は、本契約に基づき業務上知り得た相手方または相手方の顧客の技術上、販売上その他業務上の機密について、相手方の事前の書面による同意なく、本契約の存続期間中はもとより本契約終了後といえども、第三者に提供または漏洩し、もしくは本契約以外の目的に利用してはならないものとする。

第6条(個人情報の保護)

1. 個人情報の保護に関しては、日本の法律における個人情報保護に関する法律に準拠し、従うものとする。

第7条(責任制限)

1. 乙は、制作物自体または制作物の仕様から直接的、または間接的に生じたいかなる損害についても、乙に故意または重大な過失がある場合を除いては、一切責任を負わない。また乙が責任を負う場合でも、本契約で締結する金額を超えて責任を負わない。

第8条(本契約締結後の取消、中途解約)

1. 甲は本契約の締結後、本契約書第3条で定めた契約期間の間は解約することができない。但し、甲の判断で運営が困難と判断した場合は、甲は乙に対し契約解除日の30日前に契約解除の旨を通告し、甲乙共に協議を行った上で、本契約書第3条で定めた契約期間を無視し解約することができるものとする。
2. 契約解除になった場合、契約日をもって本WEBサイトの制作・運営は終了するものとする。終了後、乙は甲の指示に基づき、本WEBサイトのデータを破棄するものとする。
3. 契約終了日をもって、取得ドメイン `tajiri-takumi.jp` の管理・所有権は甲から乙に移管し、乙はドメインの有効期限を迎えるまで管理を行う。尚、有効期限を迎えた場合は更新をせず、破棄のために更新手続きを行わないものとする。

第9条(協議)

1. 本契約にない事項及び本契約書の解釈に疑義が生じたときは、甲乙誠意をもって協議し解決するものとする。

第10条(再委託)

1. 乙は、自らの責任において、本業務の一部を第三者に委託することができる。
2. 乙は、前項の場合、当該再委託者に対し本契約書第5条に定める秘密保持義務と同様の義務を負わせなければならない。

第11条(契約上の地位の移転等の禁止)

1. 甲および乙は、本契約に基づく権利または義務の全部もしくはその一部を、相手方の事前の書面による承諾を得ずに、第三者に譲渡もしくは移転または第三者のための担保に供する等一切の処分をしてはならない。ただし、前条の定めに基づく再委託の場合には、この限りではない。

第12条(条項の無効について)

1. 万が一、裁判所によって本契約の各条項が無効、違法または適用不能と判断された場合においても、当該条項を除く他の条項の有効性、合法性、および適用可能性には、なんらの影響や支障が生じるものではない。

第13条(準拠法について)

1. 本契約に関する準拠法は、日本法とする。

第14条(有効期間)


1. 本契約の有効期間は本契約書第3条に基づくものとし、本契約締結の日から委託業務が終了するまでとする。
2. 本契約と関連することを明示した個別契約が本契約の失効時に存続している場合については、前項の定めにかかわらず、本契約が当該個別契約の存続期間中効力を有するものとする。

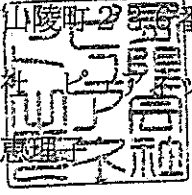

第15条(協議および管轄裁判所について)

1. 本契約に定めのない事項に関して甲乙間で問題及び疑義を生じた場合には、甲乙協議の上、信義誠実の原則に基づき円満に解決をするものとする。
2. 甲および乙は、本契約に関して当事者に紛争が生じ、訴訟の必要性が生じた場合には、乙の本店所在地を管轄する裁判所の専属的管轄に服することに合意する。

以上、本契約の成立を証するため本書2通を作成し、甲乙各自記名押印のうえ、各1通を保有する。

2019年8月1日

甲 住 所 奈良市富雄北1丁目3番5号 キタダビル3階
社 名 たじりたくみ県政事務所
代 表 者 田尻 匠 

乙 住 所 奈良市山陵町2番1号310
社 名 有限会社  ネット
代 表 者 藤本 恵理子 

キタダビル賃貸借契約書

令和元年6月31日 (2019年)

賃貸借契約書

株式会社キタダビル 代表者 北田亮秀（以下甲という）と田尻匠（以下乙という）との間に次のとおり契約を締結した。

第 1 条 甲はその所有する下記物件（以下本物件という）を乙に賃貸し、乙はこれを賃借することを約諾した。

物件の表示 奈良市富雄北1丁目3番5号
第1キタダビル3階（12坪）

第 2 条 乙は本物件を事務所として使用することを目的とし前記目的以外に使用できない。

第 3 条 乙は賃貸借物件を善良な管理者の注意をもって使用すると共に、本物件の全部、又は一部分といたども他に賃借権を譲渡したり、転貸してはならない。また名目の如何を問わず他と共同使用してはならない。

第 4 条 本物件の賃貸借期間は、令和元年7月1日 から 令和3年6月末日 までの2ヶ年とする。

但し期間満了前2ヶ月以内に甲、乙協議成立したときは未届確認書をもって契約を更新することが出来る。

第 5 条 賃貸料は1ヶ月金50,000円（税別）也として乙は毎月末日までに翌月分を前払いとして甲に支払うものとする。

第 6 条 乙が賃貸料並びに諸料金を第5条の支払期日まで納入しないときは乙は甲に対し年14.6%の割合による延滞料を加算して支払わなければならない。

第 7 条 本契約期間中といたえども経済情勢の変動、公租公課その他負担の増加等の事由があるときは甲は乙に対して賃貸料の増額を請求することができる。その際乙は増額を拒むことができない。

第 8 条 乙は本物件に関する下記費用を負担するものとする。

- ① 本物件の主体建築および基礎的附帯設備以外の一切の修繕費、電気、水道およびガスに関しては本物件附属の計量器より内側に係る修理一切。
- ② 建具類、畳、シャッター、窓硝子、水洗便所の故障等の修繕費。

第 9 条 天災地変、出火類焼その他の原因により甲の責に帰し得ない事由によつて乙が受けた損害について甲は賠償の責を負わない。

第 10 条 天災地変、出火類焼その他の原因により本契約が継続不能の状態となつたときは、甲は乙に対して残り家賃の返還はせず、乙は之を請求せざる事を約諾した。

第 11 条 甲または甲の指示を受けた者（請負人、臨時雇用人等を含む）はこの建物の保全、衛生、防火、防犯、救護等に関し必要あるときは随時本物件内に立入り調査できる。また乙に対し臨時機の指示を命ずることができ、乙は甲の指示に従わなければならない。

第 12 条 乙は下記の各号の場合、甲に対して予め書面による申出をなし甲の書面による承諾を受けなければ実施することができない。

- ① 乙が本物件の内外を問わず改修、造作、塗装、間仕切、電気装置、ガス、水道等施設の新設変更および撤去する場合。
- ② 建物の外面（屋上を含む）窓硝子、階段その他の他に広告文、ポスト一等の掲示および看板を設置する場合。
- ③ その原状を変更する場合。

第 13 条 乙において下記の各号に1つでも該当する行為があつた場合は、甲は乙に対し催告その他何等の手続きを要せずして単に通知するのみで本契約を解除することができる。契約解除を受けた乙は速やかに本物件を甲に明け渡し返還しなければならない。

- ① 本契約条項の1つにでも違反した場合。
- ② 賃借人またはその使用人の過失により本物件を著しく毀損しまたは本物件内で火災を発生せしめたとき。
- ③ 賃料または諸料金の支払いを2ヶ月以上延滞したとき。
- ④ 無断で本物件から退去したとき、または正当な事由なく2ヶ月以上本物件を使用しないとき。
- ⑤ 他から仮処分、仮差押、競売、強制執行、破産等の申立を受けたとき。
- ⑥ 近隣との共同秩序を破壊する行為があったとき。
- ⑦ その他不信の行為があったとき。

第14条 賃貸借期間の満了、契約の解除、その他自由の如何を問わず賃貸借関係が消滅した場合は、乙は遅滞なく乙の費用で本物件内外に残存する一切の乙の所有物件を撤去するなど甲の指示に基づき、契約時の現状に復さなければならぬ。乙において現状に復さない場合は甲において之を行行。この場合之に要する費用は乙の負担とする。また乙の所有物件の処分権は甲のもものとすとも乙は異議なきものとす。

第15条 賃貸借期間終了後、本物件の明け渡し完了に至るまでの期間については乙は甲に対して損害金として第5条所定の賃料ならびに諸料金および第6条所定の延滞料を支払わなければならぬ。

第16条 賃貸借期間の満了、契約の解除、その他自由の如何を問わず賃貸借関係が消滅した場合は、乙は甲に対して本物件に関する本契約上の一切の債務を清算完済するは勿論、移転料、立退料、老舗料、造作買取費、その他名目の如何を問わず一切金銭上の請求は出来ぬ。

第17条 万一乙が死亡し家族が引継ぎ賃借する場合は相続人を定め甲に申出て契約者とする。若し2ヶ月以内に申出ない場合は本契約が解除されたものとして甲より本物件の明け渡しを請求されても異議はないものとする。

第18条 保証人は乙と連帯して甲に対し本契約に基づく一切の債務履行および損害賠償の責を負わなければならない事は勿論、債務不履行の場合は全財産に対し直ちに強制執行を受けても異議ない事を確認した。本契約第4条但し書の場合もまた同じ。

第19条 本契約履行に関する細目は末尾記載の細則事項につき不知、不説その他例文等の事由を以て本契約に基づく債務を免れることができない。

第20条 賃貸借期間中もしくは期間満了と同時に本契約を終了させようとするときは甲は6ヶ月前に、乙は3ヶ月前にいずれも相手方に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

第21条 水道料、電気代、ガス代については、共同部分の配分の関係がある為、甲の責において毎月精算することを乙は承諾するものとす。

第22条 甲は消費税納税義務者である為、消費税相当額は乙の負担とする。

第23条 本契約書に定めなき事項は、甲、乙協議の上これを定める。万一訴訟等の生じたときは甲の居住地の裁判所を第一審の裁判所とすることに各当事者は合意した。

上記契約の証として本書2通を作成し、甲、乙各1通ずつ保有するものとす。

令和元年6月13日

甲 住所

奈良市雷雄北一丁目3番5号

株式会社 北田充秀

代表取締役

氏名 北田充秀



乙 住所



氏名



田丸 匠

連帯保証人 住所

氏名

印

契約履行に関する細則

1. 開店・閉店については乙の自由時間とする。又休日についても同じ。
2. 乙の所有物件は本物件の内外を問わず乙においてその保管の責に任ずる。
3. 本物件に付属する錠鍵は乙において大切に保管するは勿論、万一毀損紛失した場合は乙の費用をもって新調又は修繕する。
4. 甲の承認を要する事項について
 - ① 金庫、その他重要物を搬入する場合。
 - ② 電灯、電力、電話引込み架設する場合。
 - ③ 甲の施設した以外の暖房、放熱器類を使用する場合。
5. 甲に連絡を要する事項について
 - ① 電気、ガス、水道等その他の設備に故障を生じた場合。
 - ② 火災、盗難その他非常事故を発見した場合、最寄の警察署または消防署に連絡すると共に甲に連絡する。
 - ③ 閉店後非常事項発生の際の連絡先を予め書面にて甲に通知しておくと共に親しい近隣にも相互連絡をつけておく。
 - ④ 火元責任者を定め常に火災の予防に注意し、発火性、爆発性のある物をはじめ、危険物一切を持ち込まない。やむを得ず持ち込む必要のある場合は監督官庁の許可又は指示を受けると共に甲にも連絡する。
 - ⑤ 店舗を5日間以上閉店する場合。
6. その他について
 - ① 各店舗・事務所内外の清掃、塵埃は乙において一切処理し常に清潔にしておくこと。
 - ② 洗面所、便所は特に常に清潔に使用するは勿論、煙草の吸殻、燐寸、布、脱脂綿等による故障の起きないよう特に留意のこと。
 - ③ ガスの取扱いは充分注意し、ガス漏れの点検、元栓の開閉の確認を行いガスによる不測の災害のないよう各自責任をもって務める。
 - ④ 各店舗に消火器の備付の勵行。
 - ⑤ 動物、獣、爬虫類等の生物の飼育は一切認めない。
7. 本細則の定め無き疑義が生じた場合は甲、乙相互において協議する。

確認書

契約期間満了につき下記通りの通り契約更新する。

更新期間 自 平成 3 年 7 月 1 日
至 平成 4 年 6 月 未日

摘要

令和 3 年 6 月 13 日

甲 奈良市宮津北一丁目3番5号
株式会社 北田 泰
北田 泰 代表取締役
乙 同 氏

確認書

契約期間満了につき下記通りの通り契約更新する。

更新期間 自 平成 年 月 日
至 平成 年 月 日

摘要

平成 年 月 日

甲

乙

令和3年度雇用状況報告書

会派・議員名 田尻 匠








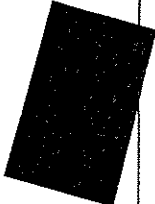
①雇用者	氏名 住所	[Redacted]	電話番号	[Redacted]
②雇用形態	<input checked="" type="checkbox"/> 直接雇用 <input type="checkbox"/> 派遣等			
③雇用期間	令和3年4月1日～令和4年3月31日			
④職務内容	政務活動関連事務処理補助等			
⑤給料(賃金)	840円 10月～ 870円 (<input type="checkbox"/> 月給 <input type="checkbox"/> 日給 <input checked="" type="checkbox"/> 時給)			
⑥按分率の考え方	<input type="checkbox"/> 勤務実績時間による場合 政務活動時間 (時間) / 政務活動 (時間) + その他業務 (時間) → 按分率 /			
	<input type="checkbox"/> 勤務実績日数による場合 政務活動日数 (日) / 政務活動 (日) + その他業務 (日) → 按分率 /			
	<input checked="" type="checkbox"/> 職務内容による場合 (政務活動関連事務処理補助のみ) → 按分率 1 / 1			
⑦添付書類	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <ul style="list-style-type: none"> <input checked="" type="checkbox"/> 雇用契約書 <input checked="" type="checkbox"/> 賃金台帳 <input type="checkbox"/> 租税関係書類 <input checked="" type="checkbox"/> 社会保険関係書類 			
⑧生計を一にする者の雇用でないことの申出	上記雇用者は以下に該当しないことを申し出ます。 <input checked="" type="checkbox"/> 同一生計者ではない。 <input checked="" type="checkbox"/> 自己、又は同一生計者が経営する法人の職員ではない。			
⑨備考				

※雇用契約書・賃金台帳等、⑦の書類を添付してください。

雇用契約書

ふりがな	[REDACTED]	生年月日	[REDACTED]
氏名	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
現住所	[REDACTED]	電話	[REDACTED]
下記の条件で契約します。			
雇用期間	令和 3 年 4 月 1 日から 令和 3 年 9 月 3 0 日まで		
雇用形態	正規職員 <input checked="" type="checkbox"/> パートタイム <input type="checkbox"/> 派遣職員 <input type="checkbox"/> その他 ()		
就業場所	奈良市富雄北1-3-5 キタダビル3階 田尻匠事務所		
仕事内容	政務活動に係る補助		
就業時間 (休憩時間)	10:00 ~ 16:00 (休憩1時間) 週3日程度		
休日	<input checked="" type="checkbox"/> 土・日・祝日・年末及び年始・お盆・その他 ()		
休暇	年次有給休暇 <input type="checkbox"/> その他特別休暇 ()		
賃金	基本賃金 月給 円 日給 円 時間給 840円 諸手当 通勤手当 (一日あたり) 740円 手当 円 手当 円 賃金締切日 (毎月月末) 賃金支払日 (翌月初旬) 賃金の支払方法 (<input type="checkbox"/> 現金払い <input checked="" type="checkbox"/> 振込) 賃金支払時の控除 (<input type="checkbox"/> 所得税 <input type="checkbox"/> 住民税 <input type="checkbox"/> 健康保険 <input type="checkbox"/> 介護保険 <input type="checkbox"/> 厚生年金 <input type="checkbox"/> 労災保険 <input type="checkbox"/> 雇用保険) 昇給 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 賞与 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無		
各種社会保険	<input checked="" type="checkbox"/> 労災保険 <input type="checkbox"/> 雇用保険 <input type="checkbox"/> 健康保険 <input type="checkbox"/> 厚生年金保険 <input type="checkbox"/> その他		
契約書は2通作成し、双方が各1通を保管する。 <div style="text-align: right;">令和3年 4月 1日</div> <div style="text-align: center;"> 雇用者 田 尻 匠 被雇用者 [REDACTED] </div>			

雇用契約書

ふりがな		生年月日	
氏名			
現住所		電話	
下記の条件で契約します。			
雇用期間	令和 3年10月 1日から 令和 4年 3月 31日まで		
雇用形態	正規職員 <input checked="" type="checkbox"/> パートタイム <input type="checkbox"/> 派遣職員 <input type="checkbox"/> その他 (<input type="checkbox"/>)		
就業場所	奈良市富雄北1-3-5 キタダビル3階 田尻匠事務所		
仕事内容	政務活動に係る補助		
就業時間 (休憩時間)	10:00 ~ 16:00 (休憩1時間) 週3日程度		
休日	<input checked="" type="checkbox"/> 土・日・祝日・年末及び年始・お盆・その他 (<input type="checkbox"/>)		
休暇	年次有給休暇 <input type="checkbox"/> その他特別休暇 (<input type="checkbox"/>)		
賃金	基本賃金 月給 円 日給 円 時間給 870円 諸手当 通勤手当 (一日あたり) 740円 手当 円 手当 円 賃金締切日 (毎月月末) 賃金支払日 (翌月初旬) 賃金の支払方法 (<input type="checkbox"/> 現金払い <input checked="" type="checkbox"/> 振込) 賃金支払時の控除 (<input type="checkbox"/> 所得税 <input type="checkbox"/> 住民税 <input type="checkbox"/> 健康保険 <input type="checkbox"/> 介護保険 <input type="checkbox"/> 厚生年金 <input type="checkbox"/> 労災保険 <input type="checkbox"/> 雇用保険) 昇給 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 賞与 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無		
各種社会保険	<input checked="" type="checkbox"/> 労災保険 <input type="checkbox"/> 雇用保険 <input type="checkbox"/> 健康保険 <input type="checkbox"/> 厚生年金保険 <input type="checkbox"/> その他		
契約書は2通作成し、双方が各1通を保管する。 <div style="text-align: right;">令和3年10月 1日</div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 10px;"> 雇用者 田 尻 匠 </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 10px;"> 被雇用者  </div> <div style="text-align: right; margin-top: 20px;"></div>			

政務活動補助業務賃金台帳(令和3年度)

【議員名 田尻 匠】

雇用者氏名	住所	生年月日	性別	雇入年月日	2021/4/1

	4月		5月		6月		7月		8月		9月		10月		11月		12月		1月		2月		3月		賞与1	賞与2	合計					
	16	12	13	15	14	16	17	19	20	22	21	23	24	26	27	29	30	31	1	2	3	4	5	6				7	8	9	10	11
労働日数	80	60	65	75	75	65	65	70	70	70	75	75	75	70	70	70	75	75	70	70	70	65	65	75	15	15	169					
労働時間数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	845					
時間外労働	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0					
休日労働	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0					
深夜労働	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0					
基本給	67,200	50,400	54,600	63,000	54,600	54,600	58,800	60,900	60,900	65,250	65,250	65,250	60,900	60,900	56,550	56,550	65,250	65,250	60,900	60,900	56,550	56,550	65,250	65,250	722,700	722,700						
通勤手当(課税)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0						
通勤手当(非課税)	11,840	8,880	9,620	11,100	9,620	9,620	9,620	11,100	10,360	9,620	11,100	10,360	10,360	10,360	11,100	11,100	11,100	11,100	10,360	10,360	9,620	9,620	11,100	11,100	125,060	125,060						
課税合計	67,200	50,400	54,600	63,000	54,600	54,600	58,800	60,900	60,900	65,250	65,250	65,250	60,900	60,900	56,550	56,550	65,250	65,250	60,900	60,900	56,550	56,550	65,250	65,250	722,700	722,700						
非課税合計	11,840	8,880	9,620	11,100	9,620	9,620	9,620	11,100	10,360	9,620	11,100	10,360	10,360	10,360	11,100	11,100	11,100	11,100	10,360	10,360	9,620	9,620	11,100	11,100	125,060	125,060						
総支給額	79,040	59,280	64,220	74,100	64,220	64,220	69,160	71,260	71,260	76,350	76,350	76,350	71,260	71,260	66,170	66,170	76,350	76,350	71,260	71,260	66,170	66,170	76,350	76,350	847,760	847,760						
健康保険料	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0						
介護保険料	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0						
厚生年金保険料	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0						
雇用保険保険料	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0						
社会保険料合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0						
課税対象額	67,200	50,400	54,600	63,000	54,600	54,600	58,800	60,900	60,900	65,250	65,250	65,250	60,900	60,900	56,550	56,550	65,250	65,250	60,900	60,900	56,550	56,550	65,250	65,250	722,700	722,700						
所得税	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0						
市町村民税	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0						
控除額合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0						
差引支給額	79,040	59,280	64,220	74,100	64,220	64,220	69,160	71,260	71,260	76,350	76,350	76,350	71,260	71,260	66,170	66,170	76,350	76,350	71,260	71,260	66,170	66,170	76,350	76,350	847,760	847,760						
領収印																																

注 1 年度ごとに作成し、雇用状況報告書とともに議長へ提出することとする。

